

地方独立行政法人山口県立病院機構有期短時間勤務職員就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号）（以下「法」という。）第89条の規定に基づき、地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する有期短時間勤務職員の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

- 2 有期短時間勤務職員 法人が雇用する者のうち、次の各号のいずれにも該当する者をいう。ただし、地方独立行政法人山口県立病院機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第3条第1項第2号に定める職員を除く。
 - (1) 雇用期間について3年（医師、歯科医師、薬剤師にあつては5年）を超えない期間を定めて雇用される者
 - (2) 勤務時間について地方独立行政法人山口県立病院機構職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（以下「職員勤務時間等規程」という。）第2条に規定する職員の1週間当たりの勤務時間未満の勤務時間をもって雇用される者
- 3 通算雇用期間 有期短時間勤務職員又は地方独立行政法人山口県立病院機構有期常勤職員就業規則に定める有期常勤職員として雇用された期間の合計をいう。ただし、労働契約が締結されていない期間が6ヶ月以上ある職員については、それ以前の雇用期間は通算雇用期間に含めない。
- 4 配置換 勤務する部署を異にする異動並びに担当業務の変更をいう。
- 5 兼務 有期短時間勤務職員が本来命じられた勤務地及び業務に従事しながら、一定期間、他の業務（本来命じられた勤務地における業務に限る。）に従事することをいう。
- 6 業務応援 前2項によることなく、一時他の業務（本来命じられた勤務地における業務に限る。）を応援することをいう。
- 7 在籍出向 法人に有期短時間勤務職員として在籍したまま、法人への復帰を前提として、一定期間山口県その他法人以外の機関（以下「出向先」という。）の指揮命令に従い出向先に常時勤務し、その業務を行うことをいう。

(規則の遵守義務)

第3条 有期短時間勤務職員は、この規則及びこの規則に附属する規程を誠実に遵守し、法人の秩序と服務規律を保持するよう努めなければならない。

(権限の委任)

第4条 理事長は、業務上の必要に応じて、この規則に定める権限の一部を職員に委任することができる。

第2章 採用

(採用)

第5条 有期短時間勤務職員の採用は選考による。

(採用時の提出書類)

第6条 有期短時間勤務職員として採用される者は、次の各号に定める書類を、別に理事長が指定する日までに提出しなければならない。ただし、理事長が適当と認めたときは、その一部を省略することができる。

- (1) 履歴書
- (2) 学歴及び資格に関する証明書
- (3) 住民票記載事項証明書
- (4) 職歴のある者にあつては、当該職歴に関する使用者の証明書、年金手帳及び雇用保険被保険者証
- (5) 扶養親族等に関する書類
- (6) 誓約書
- (7) 身元保証書
- (8) その他理事長が必要と認める書類

2 前項各号の書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに書面で届け出なければならない。

(雇用期間等)

第6条の2 有期短時間勤務職員の雇用期間は3年以内（医師、歯科医師、薬剤師にあつては5年）とし、通算雇用期間が5年を超えない期間の範囲内とする。ただし、理事長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 前項の雇用期間は、有期短時間勤務職員（医療に関する業務に従事する医師及び歯科医師である職員を除く。）が年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日以前とする。ただし、理事長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

3 職員就業規則第21条第2項又は第23条第3項の適用を受ける職員から、引き続き有期短時間勤務職員となった者に係る第1項の雇用期間は、前項の規定にかかわらず、当該職員が年齢70歳に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

第6条の3 前条第1項の規定にかかわらず、有期短時間勤務職員のうち、通算雇用期間が5年を超えるものから、別に定める様式により申し出があつたときは、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用に変換（以下「無期変換」という。）するものとする。

2 この規則に定める労働条件は、第1項の規定により無期転換した後も引き続き適用する。ただし、無期転換した職員に係る定年は、無期転換を申し出た日の属する契約の初日における年齢により、以下の各号に定めるとおりとし、定年に達する日以後における最初の3月31日をもって退職とする。

- (1) 年齢 65 歳未満 定年年齢 65 歳
- (2) 年齢 65 歳以上 70 歳未満 定年年齢 70 歳
- (3) 年齢 70 歳以上 定年年齢 75 歳

第3章 配置及び異動

(有期短時間勤務職員の配置)

第7条 有期短時間勤務職員の配置は、法人の業務上の必要を考慮して理事長が決定する。

(異動)

第8条 理事長は、有期短時間勤務職員に対し、業務上の必要により、配置換及び業務応援を命じることができる。

2 理事長は、有期短時間勤務職員に対し、勤務地を異にする異動及び在籍出向を命じることはない。

第4章 退職

(退職)

第9条 有期短時間勤務職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職とし、有期短時間勤務職員としての身分を失う。

- (1) 雇用契約が満了した場合 雇用契約の満了日
- (2) 退職を申し出て、理事長から承認された場合 理事長が承認する日
- (3) 死亡した場合 死亡した日

第5章 解雇

(解雇)

第10条 理事長は、有期短時間勤務職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合においては、これを解雇することができる。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた場合
- (3) 勤務実績が良くない場合
- (4) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合
- (5) その他業務に必要な適格性を欠く場合
- (6) 組織の改廃により廃職又は過員を生じ、かつ他に適当な配置先がない場合

(7) その他前号各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

第6章 退職者の責務

(退職者の責務)

第11条 職員就業規則第27条の規定は、有期短時間勤務職員が退職し、解雇された場合に準用する。

第7章 給与及び退職手当

(給与)

第12条 有期短時間勤務職員の給与は日給又は時間給とし、その種類は給料及び調整給並びに諸手当とする。ただし、雇用契約書において特約がある場合は、当該特約の内容による。

2 給料及び調整給の額は、職種、経験及び業務内容を考慮し、雇用契約書で定める。

3 諸手当は、看護職員等処遇改善手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、救急呼出等待機手当とする。ただし、雇用契約書で特約を定めた場合は当該特約の内容による。

(看護職員等処遇改善手当)

第13条 有期短時間勤務職員に対する看護職員等処遇改善手当は、救命救急センターである医療機関に勤務する職員のうち医師、歯科医師及び薬剤師を除く医療サービスを患者に直接提供する職員に、当該職員となった日の属する月の翌月（当該職員となった日が月の初日であるときは、その月）から支給する。

2 前項の医療サービスを患者に直接提供する職員は、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、公認心理師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、栄養士、歯科衛生士、社会福祉士、看護補助、医療相談員、ドクターズクラーク及びこれらに相当すると認められる職種の職員とする。

3 第1項の手当の額は、給与が日給で支給されるものは1日につき160円、時間給で支給されるものは1時間につき20円とする。

4 有期短時間勤務職員に対する看護職員等処遇改善手当は、地方独立行政法人山口県立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第15条の2第5項の規定を準用する。

(通勤手当)

第13条の2 有期短時間勤務職員に対する通勤手当の支給については、職員給与規程第16条の規定を準用し、第17条第1項に定める給与の計算期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、雇用契約書において特約

がある場合は、当該特約の内容による。

(特殊勤務手当)

第 14 条 有期短時間勤務職員に対する特殊勤務手当の支給については、職員給与規程第 18 条から第 28 条の規定を準用する。この場合において、職員給与規程第 28 条第 1 項の準用に当たっては、同項中「給料の調整額」とあるのは、「有期短時間勤務職員就業規則第 12 条第 1 項及び第 2 項に定める調整給」と読み替えるものとする。

(時間外勤務手当等)

第 15 条 有期短時間勤務職員に対する時間外勤務手当及び夜間勤務手当の支給については、職員給与規程第 29 条、第 31 条及び第 32 条の規定を準用する。

2 前項の場合において、準用された職員給与規程第 29 条及び第 31 条の規定中、「第 41 条に規定する勤務 1 時間あたりの給与額」は、「有期短時間勤務職員就業規則第 17 条第 4 項に規定する勤務 1 時間あたりの給与額」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じた場合はこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げる。

(宿日直手当)

第 16 条 有期短時間勤務職員に対する宿日直手当の支給については、職員給与規程第 33 条の規定を準用する。

(救急呼出等待機手当)

第 16 条の 2 有期短時間勤務職員に対する救急呼出等待機手当の支給については、職員給与規程第 33 条の 2 の規定を準用する。

(給与の支給)

第 17 条 給与の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の 1 日から末日までとし、当該月の勤務実績分（第 21 条の規定に定める休暇を取得した日及び時間を含む）を翌月の 15 日（ただし、その日が休日等（日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに土曜日をいう。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等以外の日）に支給する。ただし、臨時に、特に必要がある場合には、月の期間の間において給与期間を短縮し、又は給料の支給日を変更することができる。

2 給与は、有期短時間勤務職員の同意があったときは、口座振替の方法により支払う。

3 有期短時間勤務職員が、所定労働時間を勤務しないときは、雇用契約書に定める休日又は第 21 条に定める休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、この勤務しない 1 時間につき、次項に規定する勤務 1 時間あたりの給与額を減額した給与を支給する。

- 4 勤務1時間当たりの給与額は、給料、調整給及び看護職員等処遇改善手当の合計額を7時間45分で除した額とする。
- 5 第3項の規定にかかわらず、有期短時間勤務職員が病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて勤務しないときの給与の支給については、職員給与規程附則第2項の規定を準用する。
- 6 前項に定める期間の計算にあつては、雇用期間を更新した場合は、更新以前の雇用期間に取得した病気休暇の期間を通算するものとし、勤務に復帰後、1年以内に同一の疾病により再度病気休暇を取得することとなった場合は、先の病気休暇と後の病気休暇が引き続くものとして期間を通算するものとする。

(退職手当)

第18条 有期短時間勤務職員については雇用契約書で特約のある場合を除き、退職手当を支給しない。

第8章 服務

(服務)

第19条 有期短時間勤務職員の服務については、職員就業規則第13章の規定を準用する。

第9章 勤務時間、休日及び休暇

(勤務時間及び週休日等)

- 第20条 有期短時間勤務職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分未満とし、始業及び終業の時刻、休憩時間並びに週休日等（以下「勤務時間等」という。）については、個々の雇用契約書で定めるところによる。
- 2 始業及び終業の時刻は、原則として以下のとおりとする。
始業 午前8時30分
終業 午後5時15分
 - 3 休憩時間は、原則として午後0時から午後1時までとする。
 - 4 週休日は、週2日以上とする。
 - 5 理事長は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、業務の運営上必要がある場合には、職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間を繰上げ、又は繰下げることができる。
 - 6 理事長は、業務の運営上必要があると認める場合には、労使合意の上、職員勤務時間等規程第8条から第12条の勤務を命じることができる。

(交替制勤務及び変形労働時間制)

第20条の2 前条第2項から第4項の規定にかかわらず、別表第1に定める職員の勤務時間等は原則として同表に定めるところによるものとし、前月末日までに勤務割を作成して、職員に周知する。

- 2 前条第2項から第4項の規定にかかわらず、別表第2に定める職員は、1ヶ月（毎月1日から末日までの暦月とする。）を平均して1週間当たり38時間45分を超えない範囲において、所定勤務時間を割り振る変形労働時間制によるものとする。
- 3 前項の職員の勤務時間等は、原則として別表第2に定めるところによるものとし、前月末日までに勤務割を作成して、職員に周知する。
- 4 次に掲げる事由が生じた場合には、第1項又は前項の勤務割により特定した所定勤務時間数を変更することがある。この場合において、所定労働時間数を変更するときは、当該労働日の前日までに職員の承諾を得るものとする。
 - (1) 当初勤務を割り振られていた職員が、休暇、休職又は辞職等により、勤務できなくなった場合
 - (2) 職員から、休暇又は休職等を理由に、変更の申出があった場合

（年次有給休暇等）

- 第21条 年次有給休暇は、一の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、その者の雇用期間に応じ、別表第3に掲げる日数とする。ただし、雇用期間が2つの年度にわたる職員については、上記の「一の年度」とあるのを「雇用期間」に読み替えるものとする。
- 2 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。
 - 3 1時間単位での年次有給休暇の取得にあつては、付与された年次有給休暇の日数に応じて別表第3の2の日数欄に掲げる日数を限度とする。
 - 4 1時間単位での年次有給休暇の取得において、1日の年次有給休暇に相当する時間数は1日の所定労働時間とする。ただし、1日の所定労働時間に1時間未満の端数がある場合は、端数を切り上げて得た時間数とし、所定労働時間が日によって異なる職員にあつては、雇用期間における1日の平均所定労働時間を当該所定労働時間とする。
 - 5 理事長は、年次有給休暇を職員の請求する時期に与える。ただし、請求された時期に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時期にこれを与えることができる。
 - 6 理事長は、第1項の年次有給休暇が10日以上付与された職員に対しては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して当該各号に掲げる日数を取得させる。ただし、職員が同項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を当該各号に掲げる日数から控除するものとする。
 - (1) 次号に掲げる職員以外の職員 年次有給休暇の付与日（以下「年休付与日」という。）から1年以内に5日
 - (2) 当該年度の中途において新たに年次有給休暇が付与された職員 年休付与日の属する年度の3月31日までの間に5日。ただし、翌年度の雇用が確実に見込まれる場合は、年休付与日の属する月に応じ、別表第3の3に掲げる時季指定期間内に同表に掲げる時季指定日数とし、雇用期間が2つの年度にわたる職員については、年休付与日の属する月から雇用期間の間に5日とする。

7 前2項に掲げるもの以外の休暇については、職員勤務時間等規程第16条から第24条（ただし、第23条別表第4第15号を除く。）までの規定を準用する。

8 前項の場合において、準用された勤務時間等規程第23条別表第4の規定中、「一の年」は、「一の年度」と読み替えるものとする。ただし、雇用期間が2つの年度にわたる職員については、「雇用期間」と読み替えるものとする。

第10章 育児休業及び介護休業等

（育児休業）

第22条 有期短時間勤務職員の育児休業については、地方独立行政法人山口県立病院機構職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「職員育児・介護休業等規程」という。）第2章の規定を準用する。

（育児部分休業及び育児短時間勤務）

第23条 有期短時間勤務職員の育児部分休業及び育児短時間勤務については、職員育児・介護休業等規程第3章及び第4章の規定を準用する。

（介護休業及び介護部分休業）

第24条 有期短時間勤務職員の介護休業及び介護部分休業については、職員育児・介護休業等規程第5章の規定を準用する。

第25条 削除

（給与の取扱い）

第26条 育児休業及び介護休業の期間については給与を支給しない。

第27条 育児部分休業、育児短時間勤務又は介護部分休業をしている有期短時間勤務職員（日給により給与を支給されている者に限る。）の給料及び調整給の額は、雇用契約書において定めた給料及び調整給の額の合計額に理事長が別に定める算出率を乗じて得た額とする。

2 育児部分休業、育児短時間勤務又は介護部分休業をしている有期短時間勤務職員（日給により給与を支給されている者に限る。）の看護職員等処遇改善手当の額は、第13条第3項に定める額に理事長が別に定める算出率を乗じて得た額とする。

（時間外勤務の制限等の準用）

第28条 職員育児・介護休業等規程第6章及び第7章の規定は有期短時間勤務職員に準用する。

第11章 研修

(研修)

第 29 条 有期短時間勤務職員の研修については、職員就業規則第 41 条の規定を準用する。

第 12 章 懲戒等

(懲戒)

第 30 条 理事長は、有期短時間勤務職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には懲戒を行うことができる。

- (1) この規則及び附属規程その他法人が定める諸規程に違反したとき
- (2) 業務上の義務に違反し、又は業務を怠った場合
- (3) 前各号に準ずる不適切な行為があったとき

2 懲戒は、前項各号に掲げる非違行為の程度に応じ、以下の区分により行う。

- (1) 戒告 有期短時間勤務職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める。
- (2) 減給 1 回の額が法第 12 条で定める平均賃金の 1 日分の半額を超えず、かつ総額が一給与支給期における法第 11 条で定める賃金の総額の 10 分の 1 を超えない範囲内で給与を減額する。
- (3) 停職 1 日以上 6 月以下勤務を停止し、業務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- (4) 懲戒解雇 法第 20 条の予告をすることなく解雇する。

3 前項各号に掲げる懲戒を行う場合は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行う。

第 13 章 安全衛生管理

(安全衛生管理)

第 31 条 有期短時間勤務職員の安全衛生管理については、職員就業規則第 44 条の規定を準用する。

第 14 章 出張

(出張)

第 32 条 理事長は、業務上必要があると認める場合、労使合意の上で、有期短時間勤務職員に出張を命ずることができる。

2 出張を命ぜられた有期短時間勤務職員が出張を終えたときは、速やかに文書により上司に復命しなければならない。ただし、特別な場合又は軽易な場合は、口頭により復命することができる。

(旅費)

第 33 条 有期短時間勤務職員が出張を命ぜられた場合の旅費については、地方独立行政法人山口県立病院機構職員旅費規程の定めるところによる。

第 15 章 災害補償

(災害補償)

第 34 条 有期短時間勤務職員の業務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによる。ただし地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）が適用される場合は同法の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(年次有給休暇の特例)

第 2 条 次の各号に定める者が、この規則の適用を受ける有期短時間勤務職員となった場合におけるその者の年次有給休暇の取扱については、別に理事長が定める。

- (1) この規則の施行日前に期間の定めのある雇用契約に基づき雇用されていた者
- (2) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 28 年山口県条例第 11 号）の適用を受けていた者
- (3) 地方独立行政法人職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の適用を受けていた者

(看護職員等処遇改善手当一時金の支給)

第 3 条 看護職員等処遇改善手当一時金の支給については、職員給与規程附則第 18 項及び第 19 項の規程を準用する。この場合において、職員給与規程附則第 18 項の準用に当たっては、同項中「第 15 条の 2 第 1 項及び第 2 項」とあるのは、「地方独立行政法人山口県立病院機構有期短時間勤務職員就業規則第 13 条第 1 項及び第 2 項」と読み替えるものとする。

(処遇調整手当一時金の支給)

第 4 条 処遇調整手当一時金の支給については、職員給与規程附則第 20 項の規定を準用する。この場合において、職員給与規程附則第 20 項の準用に当たっては、同項中「医療機関に勤務する医療職給料表（二）又は医療職給料表（三）の適用を受ける職員並びに一般職給料表又は現業職給料表の適用を受ける職で理事長が特に定めるも

の」とあるのは、「薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、公認心理師、精神保健福祉士、治験コーディネーター、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、栄養士、歯科衛生士、社会福祉士、看護事務アシスタント、診療情報管理士、看護補助、医療相談員、ドクターズクラブ」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 第 2 条第 3 項に定める通算雇用期間については、平成 25 年 4 月 1 日以降の雇用期間に適用する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 3 月 7 日から施行し、同年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定のうち「処遇調整手当、」及び第13条の2の改正規定並びに原始附則第4条の改正規定は令和7年1月1日から適用し、第10条の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第10条の施行日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第20条関係)

区分		週休日	区分	始業の時刻	終業の時刻	休憩時間
総合医療センター	看護部に勤務する者のうち理事長が指定する者	2日以上	日勤	午前8時30分	午後5時15分	正午 から 午後1時 まで
			準夜	午後4時30分	午前1時15分	午後10時 から 午後11時 まで
			深夜	午前0時30分	午前9時15分	午前4時 から 午前5時 まで
	リハビリテーション科に勤務する者のうち理事長が指定する者	2日以上	日勤	午前8時30分	午後5時15分	正午 から 午後1時 まで
	栄養管理部に勤務する者のうち理事長が指定する者	2日以上	日勤	午前8時30分	午後5時15分	正午 から 午後1時 まで
			早出	午前6時45分	午後3時30分	正午 から 午後1時 まで
遅出			午前7時	午後3時45分	正午 から 午後1時 まで	
こころの医療センター	看護部に勤務する者のうち理事長が指定する者	2日以上	日勤1	午前8時	午後4時45分	午後0時20分 から 午後1時20分 まで
			日勤2	午前8時30分	午後5時15分	午後0時20分 から 午後1時20分 まで
			早出	午前7時30分	午後4時15分	午後0時20分 から 午後1時20分 まで
			遅出	午前10時	午後6時45分	午後0時20分 から 午後1時20分 まで
			準夜	午後4時	午前0時45分	午後7時30分 から 午後8時30分 まで
			深夜	午前0時	午前8時45分	午前3時30分 から 午前4時30分 まで

別表第2 (第20条の2関係)

区分		週休日	区分	始業の時刻	終業の時刻	休憩時間
総合医療センター	中央放射線部、薬剤部及び看護部に勤務する者のうち理事長が指定する者	2日以上	日勤	午前8時30分	午後5時15分	正午 から 午後1時 まで
			夜勤	午後4時30分	午前9時	午後9時30分 から 午後10時 まで 午前5時 から 午前5時30分 まで
	中央検査部に勤務する者のうち理事長が指定する者	2日以上	日勤	午前8時30分	午後5時15分	正午 から 午後1時 まで
			夜勤	午後5時	午前9時30分	午後9時30分 から 午後10時 まで 午前5時 から 午前5時30分 まで
こころの医療センター	電話相談業務に従事する者のうち理事長が指定する者	2日以上	日勤	午前8時30分	午後5時15分	正午 から 午後1時 まで
			夜勤	午後4時30分	午前9時	午後9時30分 から 午後10時 まで 午前5時 から 午前5時30分 まで

別表第3 (第21条第1項関係)

週所定 労働日数	雇入れの日から起算した継続勤務期間						
	6月以上	1年6月以上	2年6月以上	3年6月以上	4年6月以上	5年6月以上	6年6月以上
5日	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

別表第3の2 (第21条第3項関係)

付与された年休の日数	時間単位年休の日数
9日以上	5日
7～8日	4日
5～6日	3日
3～4日	2日
1～2日	1日

別表第3の3 (第21条第6項第2号関係)

年休付与日の属する月	時季指定期間	時季指定日数
4月	付与日から翌年 3月31日まで	5日
5月	付与日から翌々年3月31日まで	10日
6月	付与日から翌々年3月31日まで	9.5日
7月	付与日から翌々年3月31日まで	9日
8月	付与日から翌々年3月31日まで	8.5日
9月	付与日から翌々年3月31日まで	8日
10月	付与日から翌々年3月31日まで	7.5日
11月	付与日から翌々年3月31日まで	7日
12月	付与日から翌々年3月31日まで	6.5日
1月	付与日から翌年 3月31日まで	6日
2月	付与日から翌年 3月31日まで	5.5日
3月	付与日から翌年 3月31日まで	5日